委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年1月31日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会	
2. 都道府県名	大阪府	
3. 市区町村名	富田林市	
4. 届出番号	2	
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.tondabayashi.lg.jp/soshiki/4/17546.html	

執行機関名 富田林市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	富田林市奨学金条例(昭和43年富田林市条例第26号)による奨学金の給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		富田林市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年 条例第25号)別表第1 第9の項 富田林市奨学金条例(昭和43年富田林市条例第26号)による奨学金の給付に関 する事務であって規則で定めるもの
	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号) 第1条	富田林市奨学金条例 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る <u>経済的負担の軽減を図り</u> 、もって <u>教育の機会均等に寄</u> 生することを目的とする。	第1条 この条例は、 <u>教育の機会均等を得さす</u> ため、能力があるにもかかわらず、 経済的理由のために高等学校の修学に困難な者に対し、奨学金を給付することを 目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		富田林市奨学金条例(昭和43年富田林市条例第26号) 富田林市奨学金条例施行規則(昭和43年富田林市教育委員会規則第7号)